

秋田県工賃向上計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

秋 田 県

目 次

1	計画の概要	1
	(1) 策定の趣旨	
	(2) 対象事業所	
	(3) 計画期間	
2	対象事業所の状況と工賃実績	2
	(1) 事業所数と平均工賃月額の推移	
	(2) 県平均と全国平均との比較	
	(3) 平均工賃月額の分布状況	
3	これまでの取組と課題	3
	(1) 県の取組	
	(2) 工賃向上計画に係るアンケート調査の結果	
4	目標工賃	5
	(1) 目標工賃水準	
	(2) 目標工賃水準設定の考え方	
5	具体的方策	6
	(1) 事業所に求められる取組	
	(2) 県の取組	

1 計画の概要

(1) 策定の趣旨

障害のある方の社会的・経済的自立を促進するため、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難な方には、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、その工賃水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です。

県ではこれまでも「秋田県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）、「秋田県工賃向上計画」（平成24～26年度、平成27～29年度）を作成し、一般就労が困難な方の就労継続支援事業所等における工賃向上に取り組んできました。

その結果、県内事業所の工賃水準は向上し、一定の成果が出ておりますが、目標工賃には達しておらず、引き続き工賃向上に計画的に取り組んでいくことが求められています。

そこで、これまでの取組や実績等を踏まえて必要な見直しを行い、新たな「秋田県工賃向上計画（第3期）」を作成することとしました。

なお、平成30年2月、国において「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付け障発0411第4号）」が一部改正され、平成30年度以降においてもさらなる工賃向上に向けた取組を推進することとされたところで

(2) 対象事業所

この計画の対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。

ただし、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限ります。）、生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に積極的に取り組んでいる事業所については、この計画に基づく取組の対象事業所とします。

(3) 計画期間

この計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を対象期間とします。

2 対象事業所の状況と工賃実績

(1) 事業所数と平均工賃月額推移

本県の就労継続支援B型事業所数は年々増加しており、平成28年度末時点で98事業所あります。

工賃支払延人数も増加を続け、工賃支払い総額も増加傾向にあります。

平均工賃月額も増加してきており、平成28年度の平均工賃月額は14,965円と、平成27年度の14,593円より372円増加しましたが、目標工賃月額を下回っています。

【就労継続支援B型事業所の推移】

年度	H26	H27	H28	H29
事業所数 (箇所)	85	93	98	—
工賃支払 延人数(人)	22,057	23,706	25,297	—
工賃支払 総額(円)	314,825,737	345,939,664	378,558,060	—
平均工賃 月額(円)	14,273	14,593	14,965	—
目標工賃 月額(円)	15,160	14,773	15,290	15,825

(2) 県平均と全国平均との比較

就労継続支援B型事業所の平均工賃について、本県と全国平均を比較すると、平成24年度以降全国平均の伸びに追いつけず、本県の平均工賃は全国平均を下回る状況が続いています。

都道府県別では、本県の全国順位は30位前後に位置しています。

【平均工賃の比較(就労継続支援B型事業所)】

年度	H25	H26	H27	H28
秋田県平均工賃月額	13,790	14,273	14,593	14,965
全国平均月額	14,437	14,838	15,033	15,295
全国平均との差	647	565	440	330
全国順位	32	30	29	29

(月額・円)

(3) 平均工賃月額分布状況

就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の分布状況については、15,000円未満の事業所が7割を超えており、工賃底上げのためには、工賃向上の取組をより一層推進していく必要があります。

平均工賃月額	H25		H26		H27		H28	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
～4,999	10	12.2%	7	8.3%	9	9.7%	9	9.2%
5,000～9,999	25	30.5%	25	29.4%	22	23.6%	26	26.5%
10,000～14,999	27	32.9%	26	30.6%	35	37.6%	35	35.7%
15,000～19,999	8	9.7%	16	18.8%	14	15.1%	17	17.4%
20,000～24,999	3	3.7%	3	3.5%	6	6.5%	4	4.1%
25,000～29,999	4	4.9%	4	4.7%	3	3.2%	1	1.0%
30,000～	5	6.1%	4	4.7%	4	4.3%	6	6.1%
合計事業所数	82	100%	85	100%	93	100%	98	100%

3 これまでの取組と課題

(1) 県の取組

県ではこれまで、「秋田県工賃倍増5か年計画」（平成19～23年度）、「秋田県工賃向上計画」（平成24～26年度、平成27～29年度）に基づき、様々な取組を実施してきました。

主な事業内容は次のとおりです。

① 工賃向上アドバイザー派遣事業（平成21年度～）

事業所に中小企業診断士をアドバイザーとして派遣し、企業経営的手法により、現状分析や課題を整理し、その解決に向けた助言を行い、販路拡大、商品開発、経営効率化を図りました。これまで延べ26事業所が活用しています。

② 企業と県の包括協定を活用した販路拡大推進事業（平成22年度～）

株式会社伊徳、株式会社タカヤナギの店舗で、就労継続支援事業所等で製造した商品のイベント販売を行いました。商品や事業所を広く周知することができたほか、事業所間の情報交換、交流の機会にもなりました。

③ 障害者就労施設からの優先調達の推進（平成25年度～）

平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成25年度から「秋田県障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの優先調達に努めています。

これまでの県の調達実績は次のとおりで伸び悩んでいます。調達額の大半をスノーポール（除雪期道路標識柱）が占めています。スノーポール以外の品目について増やしていく必要があります。

【障害者就労施設等からの物品調達実績】

	H26	H27	H28
調達件数	9	19	13
調達額（円）	8,312,528	9,654,224	9,293,892

(2) 工賃向上計画に係るアンケート調査の結果

平成29年6月、本県の就労継続支援B型事業所を対象に、作業品目や工賃向上を進める上での課題等についてアンケート調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

（対象：98事業所。いずれも複数回答を可としています。）

ア 事業所の主な作業品目

1位 野菜	32事業所
1位 箱折り、包装、梱包作業	32事業所
3位 清掃、施設管理	29事業所

イ 工賃向上を進める上で課題と感じている事項

1位 安定した作業量の確保	53事業所
2位 販路（受託事業）の開拓	44事業所
3位 作業（商品）単価の低さ	38事業所

ウ 希望する支援策

1位 共同受発注機能の整備	21事業所
2位 研修会（経営・取組事例）の開催	20事業所
3位 事業所製品のPR	15事業所

4 目標工賃

(1) 目標工賃水準

年度毎の目標工賃を次のとおりとします。

目標工賃（1人あたり月額）

平成30年度 15,800円

平成31年度 16,200円

平成32年度 16,600円

目標工賃（1人あたり時間額）

平成30年度 132円

平成31年度 135円

平成32年度 138円

※対象サービス：就労継続支援B型事業所

(2) 目標工賃水準設定の考え方

- ① 目標工賃水準（月額）は、平成26年度から平成28年度までの平均伸び率2.7%を平成32年度まで毎年達成することを目標とし、上記の水準とします。
（百円未満四捨五入）

【工賃実績と伸び率】

年度	H25	H26	H27	H28
工賃実績額（円）	13,790	14,273	14,593	14,965
伸び率	1.3%	3.5%	2.2%	2.5%

② 目標工賃水準（時間額）についても設定します。

月に数日しか利用しない方の場合、月額での評価が難しくなるため、利用形態が特徴的な方についても、工賃向上の成果を適切に把握するため、時間額を目標として設定するものです。

時間額は目標工賃月額に基づき、1か月の利用を20日、1日の利用時間を6時間として設定しています。（※1円未満四捨五入）

5 具体的方策

(1) 事業所に求められる取組

各事業所ではこれまでも工賃の向上に取り組んできており、一定の成果は上げてきていますが、障害者の方が自立した生活を送るためには、一層の工賃向上を実現しなくてはなりません。

そのため、事業所においては、次のようなことに取り組む必要があります。

① 工賃向上計画による事業の検証・改善

目標工賃を達成するには、管理者を中心として事業所を挙げた計画的な取組が重要です。計画を策定したら、事業所内において、定期的に計画と実績を把握し、計画が未達の場合は、その要因を究明することで課題を明確化し、次なる取組を実行するという、「PDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクル」を確立して取組を進める必要があります。

② 企業経営的な手法

販路（受託事業）の開拓、商品・サービスの見直し、生産性の向上、消費者のニーズ把握など、企業経営的な手法を取り入れていく必要があります。

③ 積極的な情報発信

ブログやフェイスブックなどによるインターネットの活用、行政主催等の販売イベントや地域行事でのPR、新聞・雑誌等で記事に取り上げてもらうなど、商圏内やターゲットとする消費者に効果的に宣伝できる方法で、情報発信を積極的に行っていく必要があります。

(2) 県の取組

県では、平成32年度までに次のような取組を推進することとし、事業所の活動を支援して、工賃向上に寄与します。

① 障害福祉サービス事業所の経営力の育成・強化に係る取組

事業所における意識改革、商品開発、市場開拓、障害者の職場環境の改善による作業効率の向上等を推進するための支援を行います。

【想定する取組】

ア 事業所相談会、研修会の開催による障害者の工賃向上支援

② 障害福祉サービス事業所の製品等の認知度向上・販路拡大に係る取組

事業所で生産した製品の販路を拡大するための支援を行います。

【想定する取組】

ア 包括協定の活用や各種イベントなど、さまざまな場面での製品販売
イ ホームページ等を活用した製品・サービスの紹介

③ 官公需の促進・事業所のネットワーク形成推進等に係る取組

平成25年4月1日から施行された「障害者優先調達推進法」を受け、事業所が、官公需を円滑に取り込んでいくための支援等を行います。

【想定する取組】

ア 複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織である「共同受注窓口」の設置
イ 優良事例の共有・課題の解決を図るためのネットワーク協議会の開催
ウ 官公需・企業からの発注拡大に向けた、市町村・関係団体等の連携強化